健保だより

2012
冬
Vol.189

TOPICS

■新年のご挨拶 P.2
■2012年健保の展望 P.3
■保険証一斉更新と被扶養者資格確認 P.4
■家計にやさしいジェネリック医薬品 P.6
■油断大敵インフルエンザ P.8
■2012年の健康目標を立てましょう P.9
■接骨院・整骨院のかかり方 他 P.10
■社会保障TOPICS2012 P.11

※著作権法の規定により写真を掲載できません。

健康保険組合はみなさんの健康を応援します!!

名古屋薬業健康保険組合
http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/

新年のご挨拶

名古屋薬業健康保険組合
理事長　中北 智久

あけましておめでとうございます

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、すこやかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃は当健康保険組合の事業運営に対し、格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は国民皆保険制度が創設され50年という節目を迎えましたが、急速な少子高齢化の進行や厳しい経済情勢を背景に、健康保険組合の財政が深刻さを増すなか、大震災により日本を揺るがす大変な事態が起こりました。被災者のみなさまには、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を願うばかりでございます。

世界的な景気の低迷などにより、当組合においては1人当たりの年間報酬は低下が続き、被保険者1人当たりの保険料収入も減少しております。

一方、支出面では、2008年の高齢者医療制度創設により、「健康保険組合に課せられた新しい財政負担」の影響と「医療費の伸び」などにより、財政を大きく圧迫しております。

このようななかにあって、今後ますますの高齢化を見据え、政府・与党は昨年6月にまとめた医療保険制度、年金制度、介護保険など社会保障制度と税の一体改革成案に基づき検討されつつあります。

医療保険制度の一翼を担う健康保険組合としては、「保険者機能」を存分に発揮し、高齢化により増え続ける負担を極力抑制しなければなりません。

みなさまにおかれましては、“健康は自分でつくり守るもの”という自覚のもと、当健康保険組合の各種保健事業をご活用いただきながら、将来ともにご家族そろってすこやかに過ごされることを願ってやみません。

最後になりますが、本年がみなさまにとって幸多き一年となることをお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願いいたします。

―――――――― 理事・議員一同

社会保障改革は財源の確保、そして公平な負担と給付が課題に

国際医療福祉大学大学院教授　水巻　中正

増税と同時に医療費等の抑制も社会保障の改革にとって不可欠

政府は2012年、東日本大震災の復興と「社会保障と税の一体改革」を同時に推し進めなくてはならず、健康保険組合を取り巻く環境は一段と厳しくなりそうです。財源の確保はもとより、制度改革にともなう給付と負担の整合性、効率化、さらに2012年度に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定の行方が改革の試金石となるでしょう。

政府によると、一体改革で必要と見込まれる公費負担財源は、2015年度で約2.7兆円。これに基礎年金、高齢者医療、介護保険の「高齢者３経費」にあてる消費税不足分約14兆円を加えると同年度で必要となる追加財源は約17兆円に上ります。また、復興に要する財源については約9.2兆円と見込んでおり、社会保障を維持するための財源は「2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10％（現行５％）まで引き上げる」（「社会保障と税一体改革成案」）としていますが、医療・介護の伸び率を抑え、むだを削ることは不可避です。

厚生労働省の2010年度「医療費の動向」では、医療費総額は前年度に比べ3.9%、約1.4兆円増加し、過去最高の36.6兆円となりました。医療費の増加は８年連続で、小児科、産科、外科などの急性期の入院医療を重点的に評価した2010年度の診療報酬改定も影響したものと見られます。

これに対し、2010年度の健康保険組合決算見込みの概要によると、経常収支差引額は4154億円の赤字で、過去最悪だった2009年度の5234億円に比べ1080億円改善したものの、過去２番目の赤字となりました。赤字決算は３年連続で、全健康保険組合の76.5%が赤字の状況でした。なお、赤字額の減少は、過去最高の415組合（全健康保険組合の約３割）が保険料率を引き上げ、保険料収入の確保に努めた結果です。

改革案では「総報酬割」で支援金負担が増えるしくみに

しかし、この健康保険組合の努力も、現行制度下で高齢者が増え医療費が膨張すれば、焼け石に水に等しいといえます。政府の「一体改革成案」では、高齢世代の医療費は財源が足りなくなれば、健康保険組合からの「支援金」を増やしてまかなうしくみになっているからです。しかも、給与など報酬に応じて負担するしくみに全面的に移行する「総報酬割」案が検討されており、改革の空洞化、後退が懸念されます。

４月の診療報酬と介護報酬の同時改定では医療と介護の連携、在宅と医療機関等の役割分担が主要テーマとなっています。団塊の世代（約660万人）が高齢化し、医療と介護の垣根がだんだん低くなる今、縦割り行政を改善して効率化を図る必要があります。健康保険組合としても、予防機能とともにチェック機能を発揮し、国民が安心し信頼できる改革に向けて取り組まなくてはならないでしょう。

（注）掲載内容については、2011年10月７日現在の情勢に基づき構成しています。

保険証の一斉更新と被扶養

保険証一斉更新

保険証は被保険者、あるいは被扶養者の資格を証明する大切な証書です。
今回の保険証更新にあたっては、次のような変更点があります。

★保険証の色がピンク色になります。
★保険証（オモテ）に表示の「事業所所在地」と「事業所名称」は表示がなくなります。
★ホームページのアドレスが記載されます。
★保険証（ウラ）に臓器提供の意思表示欄が設けられます。

（イメージ・オモテ）

健康保険被保険者証　**本人**（被保険者）　平成24年3月1日交付

記号 **1000**　番号 **1000**

氏名　ケンポ タロウ 健保 太郎

生年月日 昭和60年 1月 1日　性別 男
資格取得年月日 平成19年 4月 1日

保険者所在地　名古屋市中区丸の内三丁目1番35号

保険者番号・名称　06231096　名古屋薬業健康保険組合
☎052（211）2326
http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/

見本

（イメージ・ウラ）

注意事項　保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所
備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓（じん）・膵臓（すい）・小腸・眼球】

［特記欄：　］

署名年月日：　年　月　日

本人署名（自筆）：　家族署名（自筆）：

保険証の一斉更新は当初1月を予定しておりましたが、被扶養者資格確認後の3月に実施することとし現在、準備を進めておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

Information

政府は社会保障と税の一体改革の一環として平成26年6月に番号制度として国民一人ひとりに番号をつける「マイナンバー」を交付し、平成27年1月から利用開始を予定しています。

マイナンバーは年金、医療、介護保険、福祉、労働保険の社会保障分野と、国、地方の各税務分野の窓口などで利用されることが想定されています。

記入例

確認対象の方のみ印字されています。（記載のない方を追記する必要はありません。）

被扶養者を削除する場合は、備考欄に理由と事実発生日を赤で記入のうえ、「被扶養者異動届」と「保険証」を提出してください。

特に注意!!

全日制の高校生以外の被扶養者の方は、収入（状況）の確認のため書類提出が必要です。確認調書の裏面にある「提出書類一覧表」をご参照のうえ、ご提出をお願いします。

特に注意!!

この調書や提出書類にて扶養の事実確認ができない場合は、必要な書類のご提出をお願いする場合があります。

特に注意!!

者の資格確認を実施します！

被扶養者の資格確認

みなさんにご提出いただく「被扶養者確認調書」をもって、当組合の加入状況を確認することになります。この確認調書や収入（状況）の確認ができる書類の提出がないと、被扶養者として継続認定することができないのはもちろん、保険証の更新もできない場合がありますので、必ず期限までにご提出ください。

なお、今年度より被保険者の被扶養者になっていない配偶者の収入金額が確認できる書類を新たにご提出いただくことといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

※この確認調書は健康保険財政の医療費や拠出金の適正化に必要不可欠なものです。この確認を怠るとムダな医療費の支払いや拠出金の増加など不必要な支出が増え、この支出を補うために最終的には皆様の保険料の増加として関わってくることにつながるため、ぜひご協力ください。

「被扶養者確認調書」を平成24年1月31日（火）までにご提出ください。

提出期限［1月31日（火）］は、会社ごとで取りまとめて当組合にご提出いただく期限です。会社のご担当者様には、なるべく早くご提出くださいますようお願いいたします。

必ず押印してください

注意事項

- 収入金額の記入にあたっては、源泉徴収票・年金支払通知等で正確な金額を記入してください。
- 被扶養者の方の収入が**130万円**を超えた場合、収入の超過日または、その事実がわかった日付にて被扶養者から削除していただくことになります。会社のご担当者様に「**被扶養者異動届**」と「**保険証**」をご提出ください。
- 事実を偽って申告した場合や提出期限内に調書を提出しなかった場合は、被扶養者認定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

家計にやさしいジェネリック

～平成23年10月から自己負担

当組合では、普段お使いになっている薬をジェネリック医薬品に替えることで自己負担額の軽減が見込める方を対象に、その差額をお知らせするサービスを平成23年10月より実施しています。

ジェネリック医薬品に切り替えていただくことにより、皆様の医薬品にかかる負担が軽くなるだけでなく、今後ますます増え続ける医療費を少しでも削減するために、また、皆様方から納めていただいております大切な保険料を無駄なく有効に使わせていただくために、ぜひご協力をお願いします。

第2回目の通知

対象者 65歳未満のメタボリック症候群（高血圧症・糖尿病・脂質異常症）の方で先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担額が500円以上軽減される見込みのある方

対象診療月 **平成23年8月診療分～同年10月診療分**

通知予定日 **1月18日（水）**にご自宅へ郵送します。

ジェネリック医薬品は安心・安全です

ジェネリック医薬品は、単に安いだけではありません。その品質は薬事法にもとづいた厳しいチェックを受け、合格したもののみが出回ります。そのため、新薬と変わりなく高い品質が認められています。また、薬そのものの効果については、特許期間中に多くの患者さんに使用され、有効性・安全性が確立されています。

心配な人は「お試し処方」から始めましょう

お試し期間をつくって、問題ないことを確認してから切り替える方法もあります。

＊本誌に投込のチラシもご一読ください。
なお、「お願いカード」が貼付けられていますので、ご利用ください。

当組合の目標（数量ベース）は50%!

ジェネリック医薬品の普及状況は当組合の場合、現在、数量ベースで20%弱ですが、平成28年度には50%という目標を掲げています。

健保財政が緊迫するなか、高い支出削減効果が期待できる策として、より積極的に普及促進を図っていきます。

医薬品を使ってみませんか！

軽減額通知を実施しています！～

つら～い季節、花粉症にもジェネリック！

まもなく花粉症の季節がやってきます。現在は、すぐれた市販薬も発売されています。しかし、やむを得ず受診をして薬を処方してもらう際は、ジェネリック医薬品にすると薬代が大幅に節約できます。

薬代が節約できて、家計もうれしい　代表的な花粉症の薬3ヵ月分の節約額

	新薬		ジェネリック医薬品
内服薬（1日1錠服用）	14,661円	→	**3,771円**
点鼻薬（1日2回噴霧）	10,600円	→	**4,815円**
合　計	25,261円	→	**8,586円**

3ヵ月で 16,675円 節約！

※2011年6月現在日本ジェネリック医薬品学会データより
※上記は薬代のみの金額です。実際は調剤技術料や薬学管理料が含まれます。※実際の自己負担額は、上記の3割（年齢によっては1～2割）になります。

早めの対策が一番

早いうちから「バランスのよい食事・適度な運動・休養」を心がけ、免疫力を高めておくことが大切です。また、外出時は、つるつるした生地の服と、**帽子・マスク・メガネ**を着用し、帰宅後は、**うがい・手洗い・洗顔**を習慣にするセルフケアもお忘れなく。

くれぐれも、ひどくなってから受診することがないようにしましょう。

医療費のチェックはWebでラクラク！

当組合では年4回、みなさんとご家族の医療費を3ヵ月分まとめてハガキで通知していましたが、昨年10月（平成23年7月診療分）より毎月インターネットでご覧いただけるようになりました。ユーザーIDとパスワードを入力すれば、いつでも閲覧OKです。

ご利用の手順

1. 当組合のホームページ、「医療費のお知らせ」からアクセス。
2. 昨年9月中旬にご自宅へお送りしました「Webサービスのご案内」ハガキに記載された「仮ユーザーID・仮パスワード」を入力。

ハガキがお手元にない方は、業務課にご連絡いただければ新たに仮ユーザーIDと仮パスワードを発行します。
業務課　TEL（052）211-2439

3. 案内にしたがって登録手続きをしてください。
   - お手元に健康保険証をご用意ください。
   - 手続きの途中でユーザーIDとパスワードを設定する画面になりますので、みなさん独自のものに変更してください。
   - 毎月、Eメールにてお知らせしますので、Eメールアドレスの登録もお忘れなく！

まだまだ油断大敵 インフルエンザ

インフルエンザの流行時期は、通常3月ごろまで続きます。「今年はまだかかっていないから大丈夫」、「予防接種を受けたから大丈夫」などと思って安心してはいけません。日常生活での予防を怠ると、インフルエンザウイルスの侵入を許してしまうことにつながりかねません。

当組合の平成22年度データによると、予防接種を受けた人のうち12.9%がその後インフルエンザにかかっています。油断せず、自分でできる予防策を継続してください。

手洗い・うがい　マスク

食事・運動・休養で
ウイルスに負けない
免疫力UP

インフルエンザ予防接種を県外の医療機関で受けられた方へ

予防接種費用の「補助金制度」をご利用いただくには、事業所のご担当者様へ「医療機関の領収証」と「実施者連名簿」をご提出いただく必要があります。

申請締切日 平成24年2月末

＊締切日を過ぎると、補助金の支給ができなくなりますのでご注意ください!

領収書の右上に、保険証記号・番号を明記してください!

補助金の請求方法など詳しくは当組合ホームページをご確認ください。「実施者連名簿」のダウンロードもできます。

http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/ ➡ 保健事業 ➡ 病気の予防 ➡ インフルエンザ予防接種

＼被扶養者のみなさまへ／

「健診結果」のご提供にご協力いただき、ありがとうございました

9月中旬に当組合から、パート先などで労働安全衛生法に基づく定期健診を受けられている40歳以上の被扶養者の方へ「健診結果のご提供」について依頼いたしました。その結果、多くの方からご協力をいただき、ありがとうございました。今後とも年に1回は健診を受け、その結果を当組合へご提供いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これから健診を受けられる方や、まだ提出がお済みでない方はお早めにご提出をお願いいたします。

※ご提出いただいた健診結果は、個人情報保護法などにより適切に管理してまいります。

健診結果をご提供いただいた方へ

精密・再検査が必要な方
▶ **検査の費用を当組合で負担します。**

生活改善が必要な方
▶ **特定保健指導を無料で実施します。**

実施機関:(株)ジェネラス・(株)保健教育センター・(株)コナミスポーツ&ライフ

任意継続被保険者の標準報酬月額のお知らせ

任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額か、前年の9月30日現在の当組合全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額となっています。

平成24年度の当組合の額は右記の通りです。

平均標準報酬月額 **334,269円**

任意継続被保険者の標準報酬月額 **340,000円**

(適用:平成24年4月1日)

新しい仲間をご紹介します

このたび、新規に加入されました事業所様をご紹介します。今後ともよろしくお願いします。

名称	所在地	加入年月日
株式会社アマノ	名古屋市東区葵一丁目3番15号	平成23年9月1日
アルフレッサヘルスケア株式会社	名古屋市西区中小田井二丁目3番地	平成23年10月1日

組合の現況
(平成23年11月末現在)
( )内は前年同月数値

事業所数	被保険者数		平均標準報酬月額		被保険者の平均年齢		被扶養者数
(120件) 132件	男子	(6,843人) 7,091人	男子	(375,453円) 376,743円	男子	(44.22歳) 43.96歳	(8,977人) 9,372人
	女子	(2,897人) 3,313人	女子	(240,657円) 243,184円	女子	(37.34歳) 37.20歳	(0.92人) 【扶養率0.90人】
	合計	(9,740人) 10,404人	平均	(335,361円) 334,213円	平均	(42.17歳) 41.81歳	

2012年の健康目標を立てましょう

2012年がスタートしましたが、お正月休み中「食べすぎ&運動不足でからだが重い」などという方はいませんか? 当組合では、みなさんが今年も1年をすこやかに過ごしていただくために、「健康目標」を立てることをお勧めしています。ポイントは、無理なくコツコツできること。毎日の積み重ねが健康を維持する秘訣です。

その1 自分のからだは自分でチェック 体重計測を毎日の習慣に

太りすぎは多くの病気の原因になります。また、からだの調子は体重の増減に表れることもよくあります。まずは自分のからだの状態を把握することが、健康づくりの第一歩と考えましょう。

☑ まずは自分の標準体重を知る

標準体重＝(身長/m)^2×22

例えば身長170cmの人の場合 **(1.7m)^2×22=63.6kg**
身長170cmの人はこれぐらいの体重がもっとも病気になりにくいと考えられます。

☑ そして毎日体重測定

毎朝もしくはお風呂上りなど、1日1回体重計にのる習慣をつけましょう。

お役立ちアイテム!「レコーディングウォーキングシート」

体重や腹囲、歩いた歩数を記録できる便利なシートです。記録することでわずかな変化をとらえやすく、継続するやる気にもつながります。

レコーディングウォーキングシートは「健康管理ファイル」P26をコピーするか、ホームページからダウンロードしてください。

http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/ ➡ 毎日の歩数をレコーディング

その2 煙のない生活をスタート!今年こそ禁煙

☑ らくらく禁煙コンテスト始まっています

次回募集予定
平成24年5月
詳細が決まりましたら
ホームページでご案内します

昨年11月に参加者の募集をしました「らくらく禁煙コンテスト」に現在、多くの方が挑戦しています。禁煙は1人では難しいことです。みんなで応援してあげてください。

今回挫折してしまったり、プログラムに参加できなかった方は何度でもあきらめずトライしましょう!

たばこはあらゆる「がん」の原因になります

平成22年度のがんによる死亡者数合計は約35万3,000人、全死因の約30%で1位を占めています。

たばこは肺がんはもちろんのこと、有害物質が血液にのって全身に運ばれることで、食道や口腔、泌尿器などのがんにもかかりやすくなります。3人に1人が「がん」で亡くなる時代、禁煙は確実ながん予防法と考え、実行していくことが必要です。

当組合は、
「がん検診企業アクション 推進パートナー企業」
に登録しています

昨年10月当組合は、厚生労働省が掲げる「がん対策推進基本計画」に関わる事業の一環で、がんの予防・早期発見を目的とし、職場におけるがん検診受診率向上を目指す企業に登録、認定されました。

みなさんの健康をがんから守るため、これからも様々な形でサポートをしてまいります。

禁煙サポート事業 / 総合健診 / 人間ドック / 機関誌やホームページによる情報提供 / etc.

接骨院・整骨院で健康保険が使えるのは一部だけです

接骨院・整骨院の案内に「保険取り扱い」と表示されていても、健康保険が使える範囲は限定されています。条件に当てはまらない施術は、全額自己負担になりますのでご注意してください。

健康保険が使える場合

○急性かつ外傷性の打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど）
○骨折・不全骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

単なる肩こりや筋肉痛、症状の改善がみられない長期の施術は全額自己負担になります!また、同一の負傷で医師と接骨院・整骨院に同時にかかることはできません。

接骨院・整骨院にかかるときの注意

☑負傷の原因は正確に伝える

負傷が勤務時、通勤時の場合は、「労災保険」（『健保だより』春号Vol.186参照）の扱いになり、健康保険は使えません。

☑領収証をもらい保管する

領収証の発行は義務化されています。領収証は「医療費控除」の対象になりますので、かならず保管しておきましょう。

☑「療養費支給申請書」は内容をよく確認

健康保険が使える施術を受けた場合、「療養費支給申請書」が発行されますが、その際「負傷原因・負傷名・施術回数・施術内容・金額」をよく確認し、自分で署名、捺印をしてください。白紙の申請書に署名するのは絶対にやめてください。

お願い

健保組合が接骨院・整骨院に支払う施術費は、みなさまと事業主様からお預かりした保険料から賄われています。大切な保険料を正しく使うために、健保組合では施術が健康保険適用のものかなどを確認するため、みなさまに「負傷原因等の照会」をさせていただくことがあります。ご協力をお願いいたします。

照会はガリバー・インターナショナル（株）の「保険管理センター」に業務委託しています。

詳しくはホームページでご確認いただけます。 http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/
● 健保のしくみ ➡ Q&A ➡ 柔道整復師にかかるには、どうしたらいいですか?

○当組合の財政推移 被保険者1人当たりの経常収支と保有財産の状況

依然として高額な水準にある医療費や年々増大する納付金（拠出金）の影響もあり、財政状況は非常に厳しい推移を見せております。

収入が不足する分を積立金などで補填している現状ですが、限界があります。健康の保持・増進、医療に対するコスト意識の向上など、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

健康保険

経常収支の推移

保有財産（準備金＋別途積立金）の推移

介護保険

経常収支の推移

保有財産（準備金）の推移

◆経常収支は健康保険・介護保険とも平成21年度から赤字が続いています。保有財産も減少傾向にあり、収入の不足を補うことが難しくなりつつあります。

社会保障TOPICS 2012 【平成23年12月9日現在】

●高額療養費、外来でも限度額までに

平成24年4月から、従来の入院療養に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月窓口負担が自己負担限度額を超える場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

●職場のメンタルヘルス対策義務化

事業者に対し、医師などによる従業員のメンタルヘルスチェックを義務付ける労働安全衛生法の改正が検討されています。改正されれば本年秋頃に実施となり、事業者は全従業員の精神状態を把握し、不調者をケアする対策が求められることになります。

●受動喫煙の対策を強化

健康被害が顕著であるタバコ。吸わない人への影響を危惧して、職場の全面禁煙か空間分煙を事業者に義務付ける受動喫煙防止対策が検討されています。改正されれば平成24度中に実施となる見込みです。

●診療報酬・介護報酬の同時改定

平成24年度に診療報酬と介護報酬の見直しが同時に行われる予定になっています。医療については、新規技術の評価や既存技術の再評価といった観点で診療報酬（医療費）が見直されます。今回の改定は、社会保障と税の一体改革を見据え、2025年頃までに医療・介護サービスの理想的な体系を実現するための基礎として位置づけられています。

●年金事務所のターンアラウンドFDがCDに

賞与支払届や算定基礎届で利用されているFDについて、年金事務所から送られていたターンアラウンドFDは、FDの生産終了に伴い昨年11月以降CD（CD-RW）に変更されました。

個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当組合では、みなさんの個人情報に関して、下記の方針により厳重に管理してまいります。

記

❶利用目的の特定と目的外の利用制限
個人情報の取り扱いについては、利用目的を特定のうえ公表し、公表した以外の目的での使用はいたしません。

❷利用目的の通知
個人情報を取得するときは、あらかじめ機関誌等によりお知らせします。

❸個人情報の適正な取得と個人データ内容の正確性の確保
不正な手段等により個人情報を取得しません。また、取得した個人データは正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

❹安全管理措置と従業員及び委託先の監督
個人情報保護に関する規程を制定する他、法令等を遵守します。組合職員の教育や、委託先への監督・指導を徹底して、個人情報の保護に努めます。また、不要になった個人情報は復元不能な状態で破棄します。

❺個人データの第三者提供の制限
原則として、当初定めたこと以外の事項や、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供いたしません。

❻個人データの開示・訂正・利用停止
原則として、被保険者等から個人データの開示等を求められたときは、書面等により開示します。

個人情報に関するお問い合わせ先

名古屋薬業健康保険組合　業務課:052-211-2439　総務課:052-211-2294（受付9:00～17:45 土・日・祝日・年末年始除く）

NEWコンテンツ登場!

便利で役立つ健保のホームページ

http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/

届け出・手続きの必要書類などはコチラ。

「**こんなとき どうしたらいいの?**」というときはコチラ。

【検索機能】
通常の検索と
サイト内検索を切替えて
ご利用いただけます。

NEW ジェネリック医薬品 【P6-7もご覧ください】

ジェネリック医薬品の説明はもちろん、ジェネリック医薬品に切り替えたときの薬代の差額を簡単に計算できるサイトを用意しておりますので、現在服用されているお薬を入力しどれくらいの差額があるか検索してみましょう。

NEW 医療費のお知らせ 【P7もご覧ください】

みなさまが受診されたときの医療費をお知らせしています。この「医療費のお知らせ」をご覧いただき、受診医療機関、診療年月、日数、医療費など、お手元の領収証でご確認ください。また、年間医療費を設定することもできますので、ご自身やご家族の健康管理の参考にお使いいただくとともに、増え続ける医療費に対し、ムダな受診をなくすよう心がけていただくためのきっかけとしてもご活用ください。

●季節のコーナー

★1 インフルエンザ最新情報

この季節は要チェック!流行の状況などを確認して、予防にお役立てください。**本誌P8**をご参照ください。

★2 花粉情報

毎日変わる花粉の飛散状況をチェックできます。予防策は、**本誌P7**をご参照ください。

●ウォーキングライフのサポート

★3 ウォーキングシート

毎日のウォーキングを記録するツールです。こちらからダウンロードしてご利用いただけます。

✽ 春の健康ウォークのご案内 ✽

開催日	**平成24年4月7日(土)**
予定コース	**五条川の桜並木**(距離約9.5km) スタート 江南駅 ゴール 岩倉駅 [最寄駅／江南駅]
参加費	**無料**(交通費は自己負担)

詳細は
後日ホームページ等で
ご案内します。
みなさんのご参加を
お待ちしています。

健保だより
発行日 平成24年1月発行(年4回)
発行人 名古屋薬業健康保険組合
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-1-35
ホームページ http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/
業務課 TEL 052(211)2439・FAX 052(231)4964
総務課 TEL 052(211)2294・FAX 052(201)1678
代表 TEL 052(211)2326